

中央家畜衛生広報

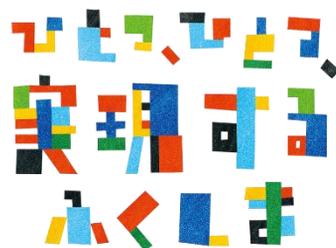
福島県中央家畜保健衛生所

〒963-6311 石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12

TEL 0247-57-6131 FAX 0247-57-6144

死亡牛搬入専用TEL: 090-5844-5300

E-mail kaho.lhs08@pref.fukushima.lg.jp



令和6年1月号

定期報告の提出

家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、家畜の所有者は**毎年**、家畜所有者の基本情報、家畜の頭羽数について県知事(家畜保健衛生所)へ報告することが**義務**付けられています。**飼養頭羽数や飼養目的に関わらず、必ずご報告ください。**

今年から、「**個人情報**の取扱い」についての**チェック欄**が追加されました。忘れずにご記入ください。

以下に該当する所有者は、飼養衛生管理基準の遵守状況や埋却地の確保状況等も併せて報告してください。

| 畜種 | 飼養頭羽数 |
|------------------------|--------|
| 牛・水牛・馬 | 2頭以上 |
| 鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし | 6頭以上 |
| 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥 | 100羽以上 |
| だちょう | 10羽以上 |

【提出期限】

①牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし

→**令和6年4月15日まで**

②鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

→**令和6年6月15日まで**

【提出先】

以下のいずれかに提出してください。

・中央家畜保健衛生所

石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12

FAX 0247-57-6144

(表裏両面ありますので、FAXの場合はご注意ください)

・各市町村 畜産担当課

・所属している組合や畜産団体

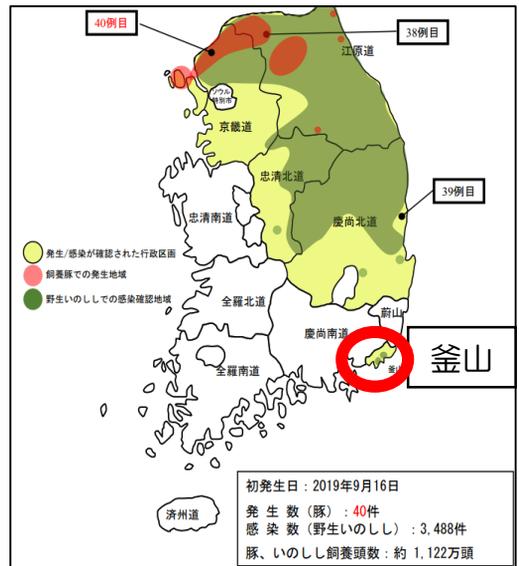
韓国でアフリカ豚熱感染拡大中

韓国では継続してアフリカ豚熱が発生しており、令和6年1月に養豚場での発生が2例ありました。

また、令和5年12月に釜山で初めて野生イノシシの感染が確認されました。以前に感染が確認されている地域から100km以上離れていることから、野生イノシシではなく、車両など人為的な伝播の可能性も考えられます。

また、感染を確認した地点は日本と行き来するフェリーの発着所に近く、国内への侵入リスクが高まっています。

アフリカ豚熱の国内への侵入に備えるとともに、豚熱発生防止のため、以下の対策を再度確認し、徹底しましょう。



韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況
(農水省HPより、令和6年1月19日現在)

予防対策の重要ポイント

【衛生管理区域】

豚舎

車両消毒

消毒の実施

専用の服や靴の使用

壁や金網の破損修繕

死亡家畜の適切な保管 (例: コンテナ保管)

消石灰帯の設置

野生動物侵入防止 (例: フェンス設置)

野生動物侵入防止 (例: ネット設置)

①人・物・車両によるウイルスの持込み防止

- 衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- 衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底
- 人・物の出入りの記録
- 飼料に肉を含み、又は含む可能性があるときは、あらかじめ摂氏70度・30分以上又は摂氏80度・3分以上の加熱処理を徹底

②野生動物対策

- 飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の排せつ物等の混入防止
- 豚舎周囲の清掃、整理・整頓
- 死亡家畜の処理までの間、野生動物に荒らされないよう適切に保管

国内の高病原性鳥インフルエンザ発生状況

令和6年1月15日現在

今シーズンの国内の高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況は、家きんでは6県6事例、野鳥では22道県86事例、飼養鳥では2県2事例となっています。福島県の近隣県でも発生しており、注意が必要です。

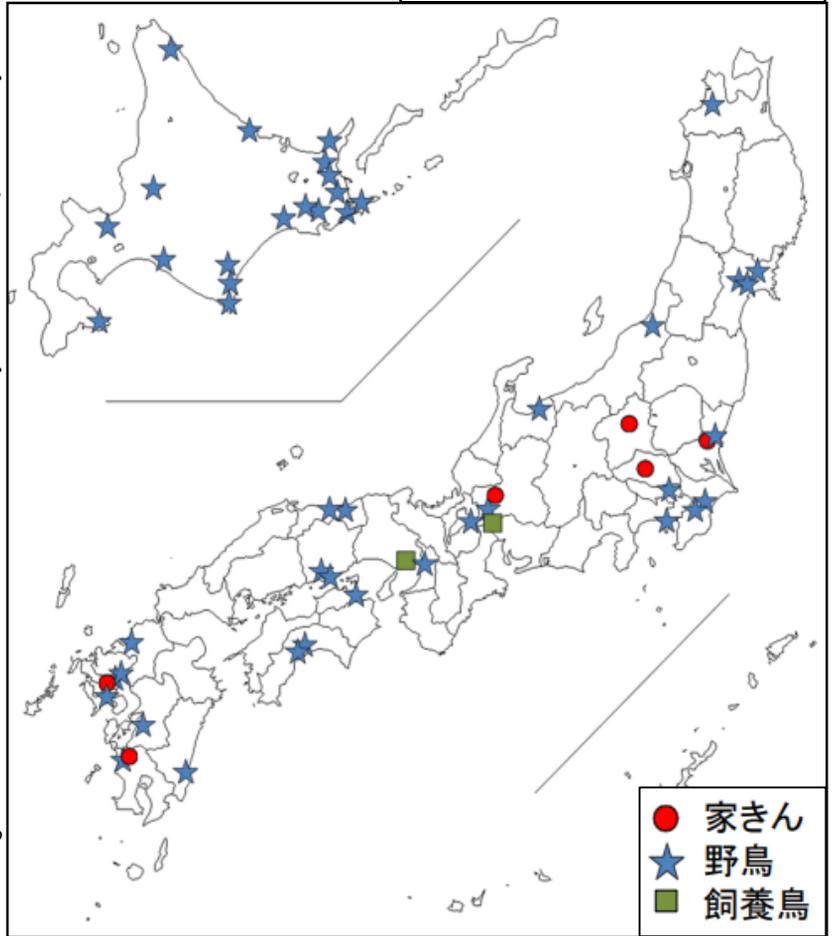
野鳥においては国内の広い範囲でオオハクチョウやマガモなどの渡り鳥のほか、猛禽類やカラスからもウイルスが検出されており、野鳥の対策を継続する必要があります。

鶏舎のほか、堆肥舎、飼料保管庫、死体保管場に防鳥ネットを設置しましょう。定期的に設備

を点検し、破損がある場合は速やかに修繕しましょう。入気口付近や屋根に野鳥避けを設置することも有効です。

また、国の調査では、野鳥のほか、糞便や環境試料（水、オオクロバエ）からもウイルスが検出され、環境中にウイルスが多く存在していることがわかります。死亡鶏を放置すると野生動物やハエを誘因し、農場や鶏舎にウイルスを持ち込む原因の一つになると考えられます。

死亡鶏は鶏舎内に放置せず、鶏舎内に一時保管する場合は蓋付きコンテナなど密閉容器を使用し、速やかに処理しましょう。



国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況
(農水省HPより)



オオクロバエ
国立感染症研究所HPより

家畜人工授精所を開設している皆様へ 業務報告の提出をお願いします

【報告内容】

- ・ 特定家畜（和牛）の人工授精用精液、受精卵に係る業務（様式28号）
※精液と受精卵は別々に作成してください
- ・ 特定家畜以外（乳用牛等）の人工授精用精液、受精卵に係る業務（様式29号）

【報告の対象となる期間】 令和5年1月から12月

【報告先】 中央家畜保健衛生所 衛生指導課宛

【報告期限】 令和6年3月8日（金）

家畜人工授精簿等の検査を実施します

家畜改良増殖法第34条及び35条に基づく検査を2月から3月に実施します。対象となる獣医師、団体の皆様には別途通知済みです。

【主な検査項目】

- 1 家畜人工授精簿の適切な記載・保管
 - ・ 注入した雌牛の記録（名号、品種、個体識別番号、生年月日、飼養者名・住所）
 - ・ 注入精液の記録（注入年月日、種雄牛名、証明書番号）
 - ・ 授精証明書の記録（発行年月日、番号）
 - ・ 保存状況（5年間）
 - ・ 授精証明書の交付までの精液証明書等の適切な保管（使用済み精液証明書等とストローを添付するなど、速やかに照合できるように保管）
- 2 授精（移植）証明書の発行状況
 - ・ 記載事項の記入漏れや誤記入の有無
- 3 凍結精液（受精卵）の保管・利用状況

各種様式の記入方法
などもこちらから！

家畜改良増殖法に基づく精液・受精卵の流通管理に「精液等情報システム」が利用できます。右のQRコードよりリンクできます。

